

7. 「調査票」について

「確認調書」に記載されている 18 歳以上(高校生を除く)の被扶養者 1 人につき 1 枚提出していただきます。(調査票は 18 歳以上の被扶養者を抽出しています。)

- (1) 調査票の①から⑧のすべての項目を確認のうえ右端の「該当・不該当」欄に該当する場合は「○」を、不該当の場合は「×」を記入してください。
- (2) 住民票が日本国内に無い方は⑧海外特例の 1～5 に該当する項目に「○」を記入してください。